

# 労働者のための貸付金制度

## 平成30年度 勤労者生活資金貸付金・季節労働者生活資金貸付金

占冠村では、村内に働く勤労者及び季節的に雇用される方（以下「季節労働者」という。）の生活安定を図ることを目的として、北海道労働金庫富良野支店（以下「労働金庫」という。）による生活資金及び教育資金の貸付を行っています。

貸付を希望される方は、労働金庫（TEL23-6000）または役場企画商工課商工観光担当（TEL56-2124）までご相談ください。

### 【勤労者生活資金貸付金制度の概要】

- 貸付の対象者 ①村内に住所を有している方 ②村内の事業所等に勤務している方  
③現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方

### ●貸付限度額・貸付利率・償還期間

	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金	50万円以内	年利2.81%	7年以内
教育資金	100万円以内	年利2.39%	10年以内

- 償還方法 原則として月賦均等償還

- 信用保証・担保等 労働金庫の定めによります。

- 利子補給 返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率及び信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。

### 【季節労働者生活資金貸付金制度の概要】

- 貸付の対象者 ①村内に住所を有している方  
②就労する意思があるが、当面就労する機会がない方  
③貸付金の償還能力があると認められる方

### ●貸付限度額・貸付利率・償還期間

	貸付限度額	貸付利率	償還期間
生活資金	30万円以内	年利3.31%	11ヶ月以内
教育資金	30万円以内	年利2.81%	11ヶ月以内

- 償還方法 一括償還又は月割償還（ただし、1～5ヶ月までは償還を据え置くことができます）

- 保証人 別に定める条件により、連帯保証人が必要です。

- 利子補給 返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。

- 申込手続き・結果通知 ①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。  
(共通事項) ②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。  
③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。

## 村有リゾート施設の売却について

平成29年1月23日に成立した村とリゾートとの調停に係る平成30年3月31日買取期限の村有施設（第Ⅰ分類）の売却について、調停条項どおり履行されましたのでお知らせします。

また、平成33年4月15日が買取期限である第Ⅱ分類の建物等のうち、アビチについては、相手方の希望により平成29年11月30日に先行売却されました。

村から賃貸していた村有施設が売却によりリゾートの所有となるため、売却された建物分の賃料は今後減額されることとなります。

今後も調停が予定通り履行され、地域の振興が図られるよう努力してまいります。

○アビチの所有権移転日：平成29年11月30日

○第Ⅰ分類の所有権移転日：平成30年3月28日

○売却後賃料額：1,496,163円/年

※従来の賃料額3,000,000円/年－1,503,837円/年（売却済建物相当分の賃料額）＝1,496,163円/年（変更後賃料額）

＜調停条項の施設名称と買取期限＞（網掛けが売却済み施設）

分類	施設名称	買取期限
Ⅰ	リゾナーレ（旧ガレリアサウス）	2018年（平成30年） 3月31日まで
	リゾナーレ（旧ガレリアノース）	
	タワーⅠ（共有持分）	
	マウントカフェラブ（旧レストランコンコ）	
	ヘリポートターミナル	
Ⅱ	ヴィラスポルト1	2021年（平成33年） 4月15日まで
	ヴィラスポルト2	
	アビチ（旧ヴィラマルシェ）	
	ミナミナビーチ（旧VIZスパハウス）	
	土地（83筆）	
Ⅲ	オスカー	2022年（平成34年） 3月31日まで
	寄宿舎	
	寄宿舎渡り廊下等	

## 狂犬病予防注射を実施します

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。

所有者は実施日において予防接種を受けてください。

●実施日及び集合注射の場所

5月9日（水）	9：20～9：40	旧占冠住民センター
	10：00～10：30	トマムコミュニティセンター前
5月10日（木）	13：00～13：15	旧家畜診療所前
	13：20～13：50	総合センター前

●対象となる犬 生後91日以上の子犬

●手数料 3,110円/頭（登録済の子犬）

※手数料には注射済票交付手数料を含みます。

※新たに犬の登録を行おうとする場合は、予防注射手数料に加え登録手数料3,000円×頭数が必要です。

※以下に該当する場合は、必ず役場まで事前にご連絡ください。

- 登録した犬がすでに死亡している場合、第三者に譲渡されている場合など（役場への届出が必要です）
- 戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録していない犬の注射を希望する方（この場合は、同時に犬の登録をさせていただきます）
- 戸別訪問の対象地区以外（宮下、本通、千歳、占冠市街、上トマム）にお住まいの方で、やむを得ない事情により訪問注射を希望される方

### 登録のお済みでない犬を所有されている方へ

犬を取得した場合は、狂犬病予防法の規定により取得した日から30日以内に管轄の市町村に対し犬の登録をしなければなりません。

犬を所有しているにもかかわらず登録をしない場合や、予防注射を受けさせない場合などは、法による罰則規定が適用される場合があります。

「犬を新たに取得した」「犬を所有しているが登録手続きをしていない」という方は、事前に役場にお越しいただくか、当日集合注射の場所にお越しいただき、必ず登録を済ませてください。

＜ご連絡・お問い合わせ＞

建設課環境衛生担当

TEL 56-2173